

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第百二十七号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五十八条まで（現行のとおり）</p> <p>（使用料）</p> <p>第五十八条の二 条例第五十三条の二第二項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第五のとおりとする。</p> <p>2 前項の使用料は、条例第五十三条の承認の際に徴収するものとする。ただし、これによることが困難な場合は、知事が指定した日時に徴収するものとする。</p> <p>（予納金）</p> <p>第五十八条の三 条例第五十三条の二第三項の予納金は、使用の申請の際に徴収する。</p> <p>第五十九条及び第六十条（現行のとおり）</p> <p>（国等に対する特例）</p> <p>第六十一条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他知事が相当の理由があると認めた場合は、第五十八条、第五十八条の三及び前条の規定によらないことができる。</p> <p>第六十二条から第六十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p> <p>別表第三（第四十六条関係）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 建物の使用料</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五十八条まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五十九条及び第六十条（略）</p> <p>（国等に対する特例）</p> <p>第六十一条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他知事が相当の理由があると認めた場合は、第五十八条及び前条の規定によらないことができる。</p> <p>第六十二条から第六十九条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p> <p>別表第三（第四十六条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 建物の使用料</p>

名 称	単 位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	一月	一万八千五百円
東京都立八丈植物公園売店	一月	七千六百円

別表第四（第五十六条関係）

種 別	単 位	占 用 料	
		市	町 村
電柱から太陽電池発電施設まで	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行の とお り)
保育所その他の社会福祉施設	一平方 メートル 一月	九十四円	四円
写真撮影のための常時占用からその他占用まで	(現行のとお り)	(現行のとお り)	

付記 (現行のとお
り)

別表第五（第五十八条の二関係）

一 有料施設の使用料

(一) テニスコート

名称	単 位	使用料
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回（二時間以内）	四百円

(二) 宿泊施設

名称	種 別	単 位	使用料
東京都立大島	セントラル	一般	一人一 二千円

名 称	単 位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	一月	二万三百円
東京都立八丈植物公園売店	一月	九千八百円

別表第四（第五十六条関係）

種 別	単 位	占 用 料	
		市	町 村
電柱から太陽電池発電施設まで	(略)	(略)	(略)
保育所その他の社会福祉施設	一平方 メートル 一月	九十二円	四円
写真撮影のための常時占用からその他占用まで	(略)	(略)	

付記 (略)

(新設)

公園海のふるさと村	ロッジ	小学生及び中学生	泊	千六百円	
		学齢に達しない者（シート使用の場合）		八百円	
	キャンプ場	テックキテン	一般	一人一泊	三百円
		トサイト	小学生及び中学生	泊	百五十円
		フリーテン	一般		二百円
	トサイト	小学生及び中学生		百円	

二 有料用具の使用料

種別	種類	単位	使用料
テックキテン	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	四千円
フリーテン	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	二千円
毛布	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一枚一泊	二百円

別記第一号様式(表) (現行のとおり)

別記第一号様式(裏) (別紙のとおり)

第二号様式(表) (現行のとおり)

第二号様式(裏) (別紙のとおり)

第三号様式(表) (現行のとおり)

第三号様式(裏) (別紙のとおり)

第四号様式(表) (現行のとおり)

別記第一号様式(表) (略)

別記第二号様式(裏) (別紙のとおり)

第二号様式(表) (略)

第二号様式(裏) (別紙のとおり)

第三号様式(表) (略)

第三号様式(裏) (別紙のとおり)

第四号様式(表) (略)

第四号様式(裏) (別紙のとおり)
第五号様式(表) (現行のとおり)
第五号様式(裏) (別紙のとおり)
第六号様式(表) (現行のとおり)
第六号様式(裏) (別紙のとおり)
第七号様式(表) (現行のとおり)
第七号様式(裏) (別紙のとおり)
第八号様式から第十号様式まで (別紙のとおり)
第十一号様式(表) (現行のとおり)
第十一号様式(裏) (別紙のとおり)
第十二号様式から第十四号様式まで (別紙のとおり)
第十五号様式(表) (現行のとおり)
第十五号様式(裏) (別紙のとおり)
第十六号様式(表) (現行のとおり)
第十六号様式(裏) (別紙のとおり)
第十七号様式(表) (現行のとおり)
第十七号様式(裏) (別紙のとおり)
第十八号様式(表) (現行のとおり)
第十八号様式(裏) (別紙のとおり)
第十九号様式(表) (現行のとおり)
第十九号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十号様式(表) (現行のとおり)
第二十号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十一号様式(表) (現行のとおり)

第四号様式(裏) (別紙のとおり)
第五号様式(表) (略)
第五号様式(裏) (別紙のとおり)
第六号様式(表) (略)
第六号様式(裏) (別紙のとおり)
第七号様式(表) (略)
第七号様式(裏) (別紙のとおり)
第八号様式から第十号様式まで (別紙のとおり)
第十一号様式(表) (略)
第十一号様式(裏) (別紙のとおり)
第十二号様式から第十四号様式まで (別紙のとおり)
第十五号様式(表) (略)
第十五号様式(裏) (別紙のとおり)
第十六号様式(表) (略)
第十六号様式(裏) (別紙のとおり)
第十七号様式(表) (略)
第十七号様式(裏) (別紙のとおり)
第十八号様式(表) (略)
第十八号様式(裏) (別紙のとおり)
第十九号様式(表) (略)
第十九号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十号様式(表) (略)
第二十号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十一号様式(表) (略)

第二十一号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十二号様式(表) (現行のとおり)
第二十二号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十三号様式(表) (現行のとおり)
第二十三号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十四号様式(表) (現行のとおり)
第二十四号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十五号様式(表) (現行のとおり)
第二十五号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十六号様式(表) (現行のとおり)
第二十六号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十七号様式(表) (現行のとおり)
第二十七号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十八号様式(表) (現行のとおり)
第二十八号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十九号様式から第三十二号様式まで (別紙のとおり)
第三十三号様式(表) (現行のとおり)
第三十三号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十四号様式(表) (現行のとおり)
第三十四号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十五号様式(表) (現行のとおり)
第三十五号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十六号様式(表) (現行のとおり)
第三十六号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十七号様式(表) (現行のとおり)

第二十一号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十二号様式(表) (略)
第二十二号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十三号様式(表) (略)
第二十三号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十四号様式(表) (略)
第二十四号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十五号様式(表) (略)
第二十五号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十六号様式(表) (略)
第二十六号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十七号様式(表) (略)
第二十七号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十八号様式(表) (略)
第二十八号様式(裏) (別紙のとおり)
第二十九号様式から第三十二号様式まで (別紙のとおり)
第三十三号様式(表) (略)
第三十三号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十四号様式(表) (略)
第三十四号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十五号様式(表) (略)
第三十五号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十六号様式(表) (略)
第三十六号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十七号様式(表) (略)

第三十七号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十八号様式(表) (現行のとおり)
第三十八号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十九号様式から第四十八号様式まで (別紙のとおり)
第四十九号様式 (現行のとおり)
第五十号様式及び第五十一号様式 (別紙のとおり)
第五十二号様式 (現行のとおり)

第三十七号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十八号様式(表) (略)
第三十八号様式(裏) (別紙のとおり)
第三十九号様式から第四十八号様式まで (別紙のとおり)
第四十九号様式 (略)
第五十号様式及び第五十一号様式 (別紙のとおり)
第五十二号様式 (略)

※別紙は掲載省略